

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	重度障害者医療受給資格認定・更新事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、重度障害者医療受給資格認定・更新事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

## 公表日

令和5年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障がい者医療受給資格認定・更新事務
②事務の概要	那珂川市重度障がい者医療費の支給に関する条例に基づき、受給資格の認定・更新を行う。  【番号法第9条第2項により条例で定めるものに関する事務】 ①重度障がい者医療費受給資格認定申請書兼台帳を受付。 ②医療保険証等、受給資格を確認。(転入者の場合、前住所地へ前年の所得の確認が必要。対象者：本人・配偶者・扶養義務者) ③医療証を発行。  【情報照会提供に関する事務】 ①資格認定条件確認のため、課税権所有地の税情報を照会する。
③システムの名称	重度障がい者医療、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 (那珂川市重度障がい者医療費の支給に関する条例)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会できる根拠) 番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条第4項第1号 (提供できる根拠) なし(提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 Tel.092-953-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 Tel.092-953-2211

# II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	I - 5① 部署	住民生活部 国保年金健康課	住民生活部 住民課	事後	
平成30年6月15日	I - 5② 所属長の役職名	国保年金課長 伊藤 拓己	住民課長	事後	
平成30年6月15日	I - 4② 法令上の根拠	番号法第19条第14号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町長	福岡県 那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	I - 1② 事務の概要 I - 3 法令上の根拠	那珂川町重度障害者医療費の支給に関する条例	那珂川市重度障害者医療費の支給に関する条例	事前	
平成30年10月1日	I - 7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 住民課 TEL:092-	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	事前	
平成30年10月1日	I - 8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 住民課 TEL:092-	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	事前	
令和1年6月30日	I - 5① 部署	住民生活部 住民課	市民生活部 市民課	事後	
令和1年6月30日	I - 5② 所属長の役職名	住民課長	市民課長	事後	
令和1年6月30日	I - 7 請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 TEL:092-953-2211	事後	
令和1年6月30日	I - 8 連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 TEL:092-953-2211	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和3年2月26日	II - 1 対象人数	平成32年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月26日	II - 2 取扱者数	平成32年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月26日	8 監査	外部監査	自己点検	事後	
令和3年8月31日	I - 1① 事務の名称	重度障害者	重度障がい者	事前	
令和3年8月31日	I - 1② 事務の概要	重度障害者	重度障がい者	事前	
令和3年8月31日	I - 1③ システム名称	重度障害者	重度障がい者	事前	
令和3年8月31日	I - 3 法令上の根拠	重度障害者	重度障がい者	事前	
令和3年8月31日	I - 4② 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和5年12月26日	II - 1 対象人数	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月26日	II - 2 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	